

27生産第2246号
平成27年12月4日

特定非営利活動法人 有機農業参入促進協議会 理事長 殿

農林水産省生産局農業環境対策課長

環境保全型農業直接支払交付金の取組を実施するほ場における旭肥料株式会社及び相模肥糧株式会社が生産した肥料の使用について

農林水産省は、旭肥料株式会社（東京都北区志茂三丁目22番1号、以下「旭肥料」という。）及び相模肥糧株式会社（神奈川県小田原市前川405番地、以下「相模肥糧」という。）が国に登録・届出を行い生産・販売していた普通肥料について、原料の種類の記事が不適正な肥料などを確認しました。これを受け、農林水産省はこれら2社に対して、別添1のとおり肥料の保証票の記事を改めるまでの間の出荷の停止等の指導を行いました。

つきましては、こうした事案が発生したことを踏まえ、貴会会員に対して、下記のとおり、当該肥料を使用する場合には環境保全型農業直接支払交付金（以下「環境直接支払」という。）の事業の要件を満たさなくなる可能性があることについて速やかに周知することをお願いします。また、平成27年度の環境直接支払の取組を実施した又は実施するほ場において当該肥料を既に使用した場合は、下記のとおり取り扱いますので併せて周知するようお願いします。なお、平成26年度以前に環境直接支払の交付を受けたものについては返還を求めません。

また、有機農業や環境保全型農業に取り組む農業者のうち環境直接支払に取り組むことが見込まれる農業者以外に対しても、当該事案の発生に伴い有機農業や環境保全型農業の取組に支障が生じる可能性があることについて、併せて周知することをお願いします。

なお、本日、全国農業協同組合連合会が別添2のとおりニュースリリースを行っていることをお知らせします。

また、後日、旭肥料及び相模肥糧が生産した肥料の窒素全量や化学肥料由来窒素量について、肥料の生産業者及び販売業者が公表することとしていますので、公表され次第、環境直接支払の要件への適合の判断に資するよう情報提供します。

記

- 1 環境直接支払の取組を実施するほ場において当該肥料を使用する場合
 - (1) 有機農業の取組については、当該肥料に化学肥料が含まれていた場合は化学肥料を使用しないという事業の要件を満たさなくなる可能性があること。
 - (2) 有機農業以外の取組については、化学肥料の使用を都道府県の慣行レベルから5割以上低減するという事業の要件を満たさなくなる可能性があること。

- 2 当該肥料を既に使用した場合の平成27年度環境直接支払の取扱い
 - (1) 有機農業の取組について、当該肥料に化学肥料が含まれていた場合は、事業の要件を満たさなくなることから交付対象とならないこと。
 - (2) 有機農業以外の取組について、当該肥料に含まれる化学合成された窒素分量を踏まえ、事業の要件に適合するかについて確認した上で交付の可否を判断すること。